

[令和 2 年 7 月 1 日総務部総務課策定]

## 霧島市個人情報漏えい等事案の対応に係る要領

(目的)

第 1 条 この要領は、霧島市個人情報管理規程(平成 28 年霧島市訓令第 10 号。以下「管理規程」という。)に定める個人情報の漏えいその他個人情報の管理に関して問題となる事案が発生又はそのおそれがある事案が発覚した場合(管理規程に定める特定個人情報等の漏えい等の事案その他の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。)違反の事案又は番号法違反のおそれのある事案が発覚した場合を含む。以下「漏えい等事案」という。)における本市の対応について定める。

(定義)

第 2 条 この要領における用語の意義については、管理規程の定めるところによる。

(所管事項等)

第 3 条 漏えい等事案が発生した課等における個人情報保護管理者は、この要領に基づき、次の各号に掲げる対応を総務部総務課と連携して実施するものとする。

- (1) 被害の拡大の防止
- (2) 事実関係の調査及び原因の分析
- (3) 影響範囲の特定
- (4) 再発防止策の検討及び実施
- (5) 影響を受ける可能性のある本人への連絡等

2 個人情報保護管理者は、前項各号に掲げる対応を主導する。この場合において、個人情報保護管理者が不在のときは、当該課等における課長補佐等(課長補佐等を置かない課等にあつては、その課の上席のグループ長とする。)が当該対応を代行して主導するものとする。

(第一報)

第 4 条 個人情報保護管理者は、個人情報(以下特段の定めがない限り、特定個人情報等以外の個人情報をいう。)又は特定個人情報等の漏えい等事案の発生を認識した場合には、速やかに総括管理者及び市長並びに総務部総務課に報告をしなければならない。この場合において、個人情報保護管理者が不在のときは、当該課等における課長補佐等(課長補佐等を置かない課等にあつては、その課の上席のグループ長とする。)が当該報告を行うものとする。

## 【総務部総務課の連絡先】

0995-64-0915 (内線番号: 1111 (課長)、1141・1142 (文書法制グループ))

(被害の拡大の防止)

第 5 条 総務部総務課長は、前条に規定する報告があつた場合には、速やかに個人情報又は特定個人情報等の漏えい等の防止その他の暫定的措置を講ずるよう、漏えい等事案が発生した課等における個人情報保護管理者及び関係課等に対して指示するものとする。

2 前項の場合において、外部からの不正アクセスや不正プログラムの感染が疑われる場合には、総務部総務課長は、企画部情報政策課長と協議し、当該端末等の LAN ケーブルを外し、ネットワークから切り離すなどの措置を講ずるよう関係課等に対して指示するものとする。

(事実関係の調査、原因の究明)

第6条 漏えい等事案が発生した課等における個人情報保護管理者は、総務部総務課及び関係課等と連携して、次の各号に掲げる観点から事実関係の調査を行うものとする。

- (1) 漏えい等の有無の確認（漏えい等をしていたときは、漏えい先の特定を含む。）
- (2) 漏えい事案等が発生させた者の特定
- (3) 漏えい等のルートの解明
- (4) 漏えい等の対象者並びに漏えい等をした個人情報の内容及び人数の特定

2 前条及び前項の措置を講じたときは、個人情報保護管理者は、速やかに事案の発生した経緯、被害状況等を市長及び総括管理者に報告するものとする。

3 前2項の規定は、特定個人情報等の漏えい等の事案以外の番号法違反又は番号法違反のおそれのある事案について準用する。

(影響範囲の特定)

第7条 漏えい等事案が発生した課等における個人情報保護管理者は、前条第1項の規定により把握した事実関係に基づき、漏えい等の対象者の数、漏えい等をした個人情報の内容、漏えい等をした原因等を踏まえ、影響範囲を特定する。

2 前項の規定は、特定個人情報等の漏えい等の事案以外の番号法違反又は番号法違反のおそれのある事案について準用する。

(再発防止策の検討及び実施)

第8条 漏えい等事案が発生した課等における個人情報保護管理者は、第6条の規定により究明した原因及び前条の規定により特定した影響範囲を踏まえ、総務部総務課長との協議により再発防止策を検討し、速やかに実施するものとする。

(影響を受ける可能性のある本人への連絡等)

第9条 漏えい等事案が発生した課等における個人情報保護管理者は、二次被害の防止及び類似事案等の発生を回避するため、速やかに、漏えい等の対象者に対し、事実関係等について謝罪の連絡をし、又は市のホームページに事実の概要及び専用窓口の設置を公表することにより本人が容易に知り得る状態に置くものとする。ただし、次の各号に掲げる場合には、この限りではない。

- (1) 紛失したデータを第三者に見られることなく速やかに回収した場合
- (2) 紛失したデータには高度な暗号化等の秘匿化が施されており、当該データのみでは本人の権利利益が侵害されないと認められる場合
- (3) サイバー攻撃により漏えい事案等が発生し、公表することでかえって被害の拡大につながる可能性があると考えられる場合

2 前項の規定は、特定個人情報等の漏えい等の事案以外の番号法違反又は番号法違反のおそれのある事案について準用する。

(事実関係及び再発防止策の公表)

第10条 総括管理者は、漏えい等事案の内容、影響等に応じて、霧島市個人情報保護委員会を開催する。

2 総括管理者は、個人情報の漏えい等の事案が発生した場合には、二次被害の防止及び類似事案等の発生を回避するため、事実関係及び再発防止策等について、速やかに公表するものとする。この場合において、前条第1項ただし書に該当するものについては、この限りでない。

2 前2項の規定は、特定個人情報等の漏えい等の事案以外の番号法違反又は番号法違反のおそれのある

る事案について準用する。

(個人情報保護委員会への報告)

第 11 条 市長は、番号法違反の事案又は番号法違反のおそれのある事案を把握した場合には、事実関係及び再発防止策等について、別記様式により速やかに個人情報保護委員会（個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 59 条の規定により設置された機関をいう。以下同じ。）に報告する。この場合において、「特定個人情報の漏えいその他の特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態の報告に関する規則」（平成 27 年特定個人情報保護委員会規則第 5 号。以下「規則」という。）第 2 条に規定する特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報の漏えいその他の特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態に該当する事案又はそのおそれのある事案については、当該事案が発覚した時点で、直ちにその旨を個人情報保護委員会に報告するものとする。

**【規則第 2 条に規定する重大な事態】**

- 一 次に掲げる特定個人情報が漏えい（不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成 11 年法律第 128 号）第 2 条第 4 項に規定する不正アクセス行為をいう。）による漏えいその他番号法第 19 条各号に該当しない特定個人情報の提供を含む。）し、滅失し、又は毀損した事態
  - イ 情報提供ネットワークシステム及びこれに接続された電子計算機に記録された特定個人情報
  - ロ 個人番号利用事務実施者が個人番号利用事務を処理するために使用する情報システムにおいて管理される特定個人情報
  - ハ 行政機関、地方公共団体、独立行政法人等及び地方独立行政法人が個人番号関係事務を処理するために使用する情報システム並びに行政機関、地方公共団体、独立行政法人等及び地方独立行政法人から個人番号関係事務の全部又は一部の委託を受けた者が当該個人番号関係事務を処理するために使用する情報システムにおいて管理される特定個人情報
- 二 次に掲げる特定個人情報に係る本人の数が 100 人を超える事態
  - イ 漏えいし、滅失し、又は毀損した特定個人情報
  - ロ 番号法第 9 条の規定に反して利用された個人番号を含む特定個人情報
  - ハ 番号法第 19 条の規定に反して提供された特定個人情報
- 三 個人番号利用事務実施者又は個人番号関係事務実施者の保有する特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報を電磁的方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態となり、かつ、その特定個人情報が閲覧された事態
- 四 不正の目的をもって、個人番号利用事務実施者又は個人番号関係事務実施者の保有する特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報を利用し、又は提供した者がいる事態

2 前項の場合において、市長は、必要に応じて、都道府県に対しても報告を行うものとする。

附 則

この要領は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。





(参考)

## 霧島市における特定個人情報の漏えい事案等※が発生した場合の報告フロー

※ [例] ・内部不正 ・不正アクセス ・書類等の誤交付 ・データの誤削除 ・書類等の紛失 ・メール誤送信など

